

原 文	現代語訳
一 御郡々の穢多共義，御年貢上納致，非常之備ニも相成候者之義故，疎意ニ取向可申様ハ無之義ニ候得共，元来身分賤者之義故，平の御百姓ニ対シ，身分之程考候て，礼義引下，万事相慎可申義，勿論之事候。 前々より，触為知候得共，間にハ心得違，非礼我察之挙働致候者共有之候趣相聞，不埒之事ニ候。 此度俚約筋取締方，御百姓一統へ，厳敷申渡候ニ付，穢多共一同へも，右に准シ，衣類無紋渋染・藍染ニ限り候義，勿論之事ニ候。乍併，急仕替候事ハ，却て費事，迷惑可致哉ニ付，匱抹之木綿衣類，其儘当分着用先不苦シ。持懸ニても，定紋付義着無用。素より，藍染・渋染之外ハ， 新ニ調候儀，決て不成候事。	一（25条：別段1条） 郡々穢多たちは，年貢を上納し，また非常の際の備えにもなっている者であるから，うとんじて取り扱うという積もりではないが，元々身分の賤しい者であるから，平百姓に対しては身分の程を考えて引き下がった態度をし，万事慎むことは当然のことである。 前々より触れ知らせているが，中には心得違いをし，非礼我察の言動をする者があると聞かすが，不埒なことである。 今度俚約取り締まりを，百姓一同へ厳しく申し渡したので，穢多たち一同へも，右に準じて，衣類は無地の渋染・藍染に限ることは当然のことである。しかし，急に作りかえるのは，かえって出費となり，迷惑することであろうから，粗末な木綿の衣類はそのまま当分着てもよろしい。持っていて，定紋付きを着てはならない。もちろん，藍染・渋染の外は新調してはならない。
一 目明共義ハ，平日之風躰御百姓とハ相分り居申事故，衣類之儀は先是迄之通，指心得可申。尤，絹類相用候義，一切相成不事。	一（26条：別段2条） 目明かしたちについては，平日の風体が百姓とは異なっていることだから，衣類はこれまでのとおりであると心得ておくこと。もともと，絹類を使用することは，一切してはならない。
一 雨天之節，隣家或は村内同輩等へ参候節ニも，土足ニ相成り候てハ，迷惑可致哉ニ付，左様之節は，栗下駄相用候義，先見免可申。尤，見知候御百姓ニ行逢ひ候ハハ，下駄ぬき時宜可致。他村程隔候処参り候ハハ，下駄用ヒ候義ハ無用之事。	一（27条：別段3条） 雨天の時，隣家，あるいは村内の知人宅などへ行くとき，はだしでは迷惑するであろうから，そのような時には，栗下駄を履くことは，先ず認める。もともと，顔見知りの百姓に行き合ったら，下駄をぬいで，お辞儀をすること。他村ほど隔たったところへ出かけるならば，下駄を用いることは無用（禁止）する。

一

身元相応ニ暮，御年貢未進不致者之家内女子之義格別，竹柄白張傘相用候義，見免可申事。

一

番役等相勤候者共，他処向役先之義ハ，先是迄通り差心得可申。勿論，絹類一切弥以無用之事。

儉約取締り向之義は，毎度触知らせ置候処，近来何ト相驕り居申哉之趣相聞候。此度御改革，厳儉約御趣意被仰出候ニ付，尚又，別紙之通触知らせ候条，大庄屋・村役人に篤ト相心得，組合同へ宜申諭シ，依て相守可申候。尤，別紙之通，衣食住日用之節儉を相示シ候義ニ付，右之外，兼て触出シ置候ケ条之趣等，不致違失候様申聞，流弊致シ居申候或は相改可申候。若不相用者有之ハ，吟味之上，依御咎可有之候。右之趣可被相触候。

卯十二月

御郡奉行中

右之通，相触候様トの御事ニ候間，此旨被相心得，組合之村々急度相守候様申触，請書印形取，追々指出可申候。以上

大庄屋中

一（28条：別段4条）

身分相応に暮らし，年貢を滞納していない家の女子は，特別に竹の柄の白張傘を使用することは認める。

一（29条：別段5条）

番役などを勤めている者たちが，役目によそに出かけるときは，これまでどおりと心得ること。もちろん絹類は，一切無用（禁止）する。

儉約取り締まりについてはたびたび触れ知らせているのだが，近来，何分にも贅沢がつつついていて聞いている。この度の御改革で，「厳しく儉約せよ」との仰せが出されたから，また別紙のとおり触れ知らせるので，大庄屋は村役人にしっかりと心得させ，組合同へよくよく話し聞かせ，守らせること。

もつとも，別紙のとおり，衣食住日常の儉約を示したもので，右の外にも，兼ねて触れ出しておいた箇条の趣旨などを忘れずに申し聞かせ，悪い習慣に染まっておれば改めるようにすること，もし触れ出しを守らない者があれば，取り調べのうえ，お咎めがある。右のことを触れ知らせること。

卯（1855）年12月

御郡奉行中

右のとおり，触れるようにとのことであるから，このことを心得て組合の村々がきつと守るように伝達し，請書と印形を取り，だんだんと差し出すこと。以上。

大庄屋中